

令和元年 5月 29日

福井県議会議長様

長田光広



## 政務活動費収支報告書(会派・議員)

福井県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり平成31年度の政務活動費の収支を報告します。

### 記

#### 1 収 入

項目	収入額(円)	備考
政務活動費	300,000	
利息収入		
自己負担金		
合計	300,000	

#### 2 支 出

項目	支出額(円)	備考
調査研究費	5,883	
研修費		
広聴広報費		
要請陳情・県民相談等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	4,240	
事務所費	62,808	
事務費	36,045	
人件費	88,200	
合計	197,176	

#### 3 残 金

102,824円

政務活動費集計表(会派・会員)

(単位:円)

使途項目		収入、支出科目																
収入	支出	旅費	会議費 負担金	食糧費	謝金等 報償費	使用料	委託料	消耗品費	備品費	印刷 製本費	通信 運搬費	燃料・ 光熱水費	修繕料	広告料	人件費	その他	収入額	総計
政務活動費	收入																300,000	300,000
	収入合計																300,000	300,000
調査研究費	支出	5,883															5,883	
資料購入費	支出									4,240							4,240	
事務所費	支出				50,000												62,808	
事務費	支出				32,285						3,760						36,045	
人件費	支出																88,200	
	支出合計	5,883	0	0	82,285	0	0	4,240	0	0	3,760	12,808	0	0	88,200	0	197,176	
	総合計	5,883	0	0	82,285	0	0	4,240	0	0	3,760	12,808	0	0	88,200	0	300,000	102,824

平成31年度4月分  
支 払 証 明 書

会派名または議員名 長田 光広

# 支 払 証 明 書

整理番号	支払年月日	使途項目	支出科目	使途内容	費用内容	政務活動費充当額 (支払額)	摘要	要
7-1 /	平成31年4月9日	調査研究費	旅費	/	交通費	148 円	距離: 4.38 km 按分率: ( )	摘要: 自宅 ⇄ 森田小学校 /
8-1 /	平成31年4月9日	調査研究費	旅費	/	交通費	148 円	距離: 4.56 km 按分率: ( )	摘要: 自宅 ⇄ 森田中学校 /
9-1 /	平成31年4月11日	調査研究費	旅費	/	交通費	407 円	距離: 11.48 km 按分率: ( )	摘要: 自宅 ⇄ 橋本左内先生 生誕地
10-1 /	平成31年4月14日	調査研究費	旅費	第24回殿下の里西雲寺漫まつり	交通費	1,813 円	距離: 49.4 km 按分率: ( )	摘要: 自宅 ⇄ 西雲寺 /
11-1 /	平成31年4月14日	調査研究費	旅費	第13回接まつり	交通費	2,035 円	距離: 5 km 按分率: ( )	摘要: 自宅 ⇄ 八幡神社 /
12-1 /	平成31年4月27日	調査研究費	旅費	なごみ会総会	交通費	1,332 円	距離: 36.8 km 按分率: ( )	摘要: 自宅 ⇄ 北潟湖畔荘 /

(注1) 旅費の場合、「摘要」欄に「目的地」および「移動距離(km)」を記載すること。

(注2) 按分により支出を行った場合、「摘要」欄に「按分率」を記載すること。

(注3) 政務活動費充当額と異なる場合、「支払額」を記載する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者 長田光広



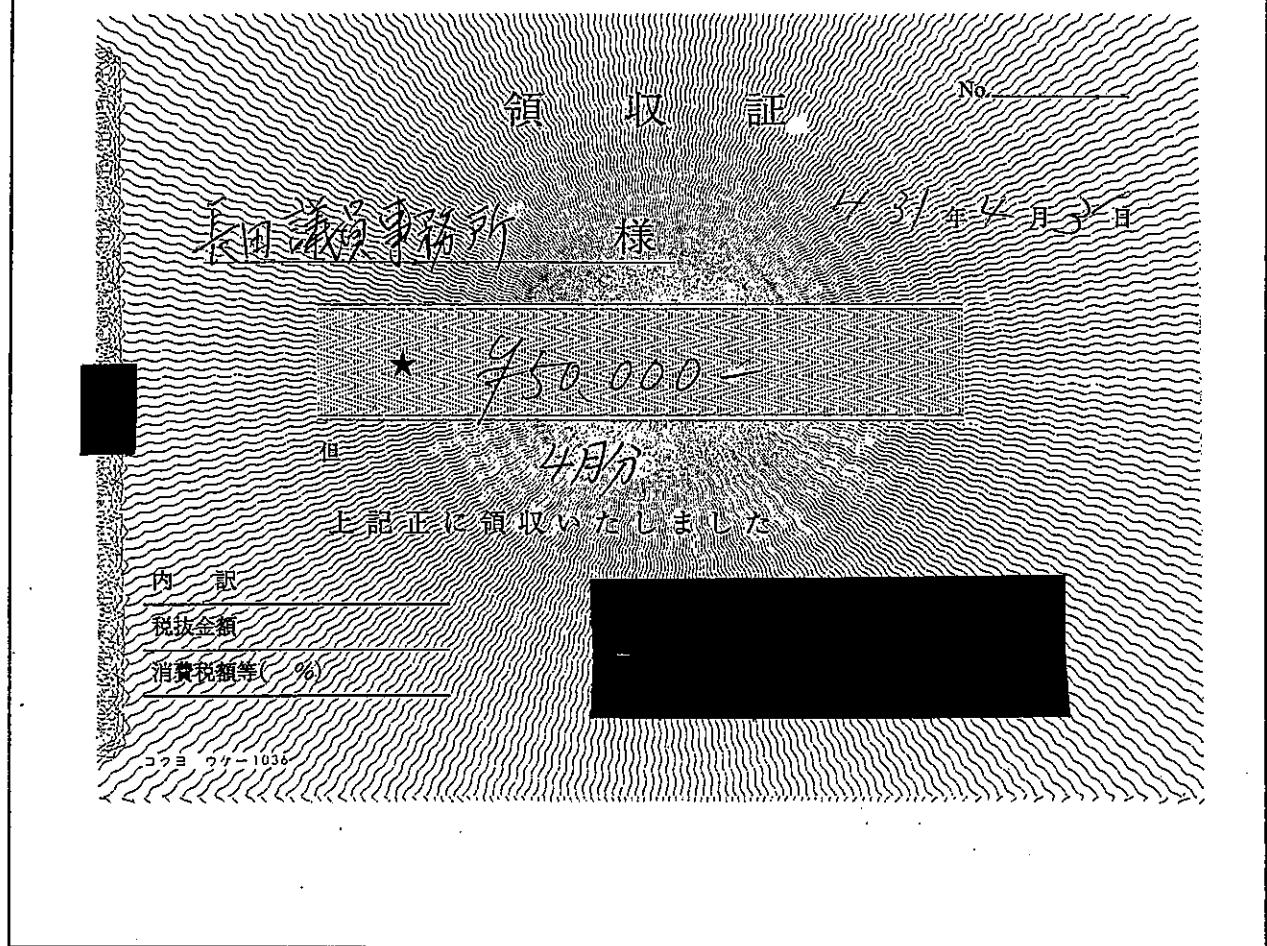
平成31年度4月分

領 収 書 等 添 付 票

会派名または議員名 長田 光広

## 領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	1-1	支 払 年 月 日	平成31年 4月 3日
使 途 項 目	事務所費 ✓	支 出 科 目	使用料 ✓
使 途 内 容	事務所賃借料 ✓		
費 用 内 容	事務所賃借料 ✓	摘 要	4月分 ✓
政務活動費 充 当 額 ( 支 払 額 )	25,000 円 ✓ ( 50,000 円 ) ✓	按 分 率:	1/2 ✓ 充当根拠:他の活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			





# 建物賃貸借契約書

契約締結日 平成 年 月 日

取引期日 平成 年 月 日

草稿紙

(賃貸人)

(賃借人) 長田光一



社団法人 福井県宅地建物取引業協会 謹製

## (1) 事業用賃貸借契約書(事務所)

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 長田光広 (以下「乙」という。)は、この  
契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 目的物件の表示

名 称	柳澤事務所		
所 在 地	(住居表示) 福井市下森田本町3の4番地		
(登記簿)			
構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他( )/ 瓦葺・スレート葺・垂鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他( )/ (2)階建/全( )戸		
種 類	事務所	新築年月	昭和59年
面 積	81.14m <sup>2</sup>		
附 属 施 設			

## 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)


 謝意事務所

## 頭書(3) 契約期間

平成29年10月1日 から 平成31年9月30日まで(2年間)

目的物件の引渡し時期	平成29年10月1日
------------	------------

## 頭書(4) 費料等

賃 料	月額 50,000円	管理・共益費	月額 —— 円	家財保険料	別途 円
敷 金	100,000円 (賃料2ヶ月)	敷引	50,000円 (賃料1ヶ月)	附属施設料	月額 —— 円
保証金	—— 円	償却			

## その他の条件

貸与する鍵	鍵No.				
	本数	本	本	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月	日まで			
賃料等の支払方法	口振込	[REDACTED]			
	口持參	持參先			
	口口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤務先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
住所		

管理業者	商号又は名称	TEL
所在地		国土交通大臣( )第号
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員登録番号記載 (賃貸不動産経営管理士登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録番号記載
管理担当者	氏名	
所有者	氏名	
所有者	住所	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
<input type="checkbox"/> 家賃債務保 証会社の提供 する保証	家賃債務保 証会社名		
	主たる事務 所の所在地		

頭書(8) 更新に関する事項

--

頭書(9) 特約事項

1. 冷暖房等使用可能な設備は使用可とする。使用不可の場合は借主で補修することとする。  
以下余白

--

この締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
借主	氏名	長田 光広	TEL	[REDACTED]
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
連帯保証人	住所	[REDACTED]		[REDACTED]

A		B	
主たる事務所所在地・TEL	福井市八重巻中町22-14 0776-56-3181	主たる事務所所在地・TEL	
商号又は名称	株式会社 大邦地所	商号又は名称	
委託者の氏名	大崎 邦司	代表者の氏名	
免許証番号	福井県知事(7)第971号	免許証番号	大臣( )第 号 知事
登録年月日	平成25年12月2日	免許年月日	平成 年 月 日
登録者名	大崎 邦司	氏 名	
登録番号	[REDACTED]	登録番号	( ) 第 号
業務に従事する事務所名	株式会社 大邦地所	業務に従事する事務所名	
事務所所在地・TEL	福井市八重巻中町22-14 0776-56-3181	事務所所在地 TEL	

本契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 契約条項

### (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物(以下「本物件」といふ。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」といふ。)を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならぬ。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができます。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となつた場合。

三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

### (共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等の「維持管理費」という。に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

### (敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に支払うものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務を担保するものとする。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約における債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて損害賠償請求権を放棄しなければならない。

### (保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に支払うものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務を担保するものとする。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定めた用意の手続を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より債務額として算出された額の不履行が額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約における債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて損害賠償請求権を放棄しなければならない。

ればならない。

(反社会的勢力ではないことの確認)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確認する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
  - 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
  - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
  - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
  - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
  - 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
    - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
    - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
    - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
  - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
  - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
  - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
  - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- B 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
  - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
  - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
  - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
  - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

#### (契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
  - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

#### (契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
  - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
  - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
  - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき
  - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
  - 五 銀行取引の停止
  - 六 破産手続きの開始
  - 七 民事再生手続きの開始
  - 八 会社更生手続きの開始
  - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

#### (乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過するまでの間、隨時に本契約を終了することができる。

#### (明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならぬ。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

らない。

本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情あるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。

乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

#### (立入り)

第15条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ず立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

#### (甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一 賃料等支払い方法の変更

二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

#### (乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする

二 長期に休業するとき

三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更

四 連帯保証人の死亡又は解散

#### (延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

#### (乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする

二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

- ③ 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。**
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するため必要な手続きをとらなければならない
  - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
  - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

**第19条** 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が消失した場合、当然に消滅する。

(免責)

**第20条** 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

**第21条** 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

**第22条** 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

**第23条** 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

記録	登録
課税台帳	
評価調査	

記録	修正年月日	担当印
課税台帳		
評価調査		

受付印

## 固定資産税(家屋)賦課名義変更申請書

平成 年 月 日

↑印

殿

住所

申告者

氏名

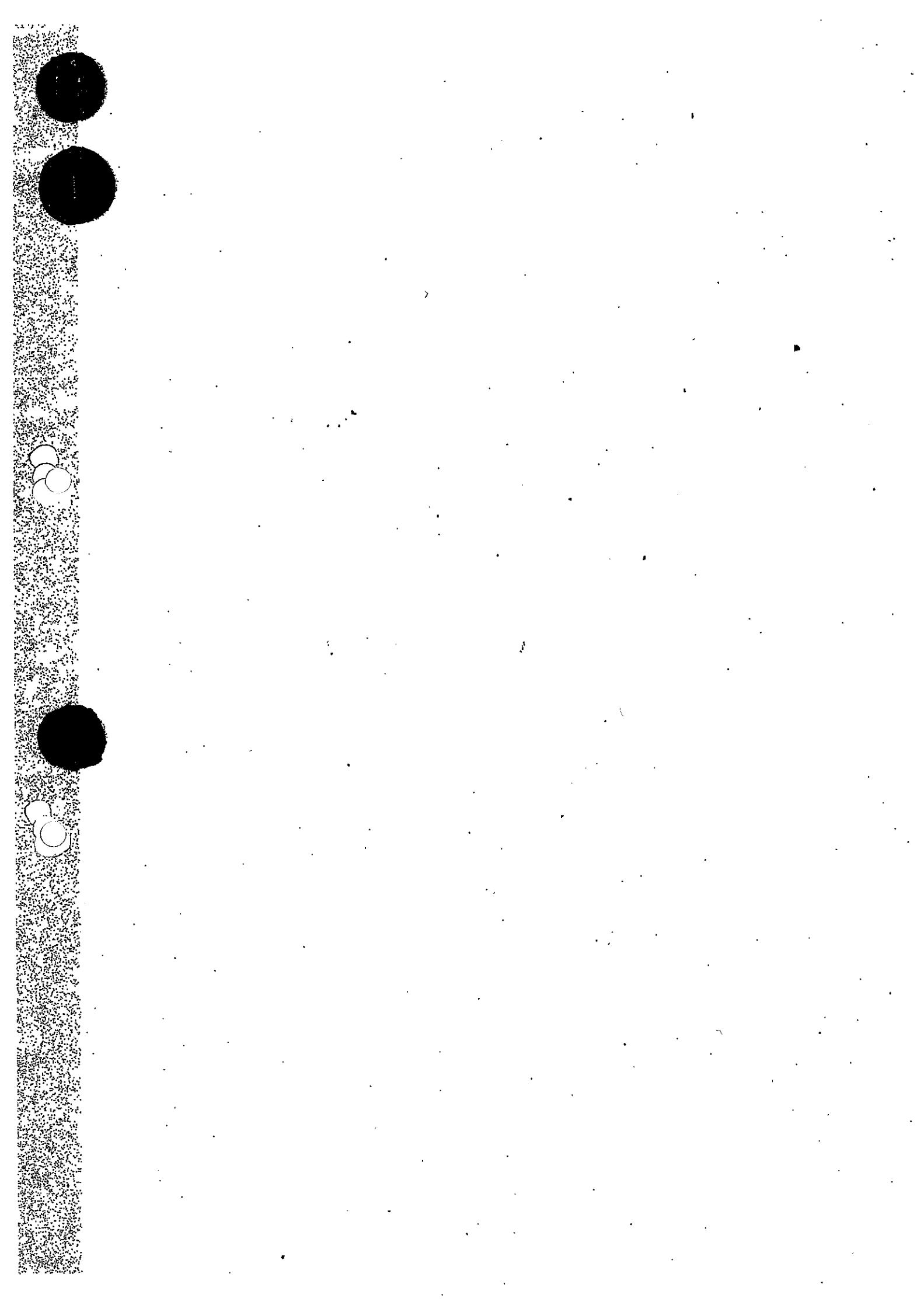
下記不動産について、課税台帳の登録名義を変更してくださるよう、  
関係書類を添えて申請いたします。

## 不動産の表示

家屋の所在		床面積(m <sup>2</sup> )			異動事由	
種類	構造	1階	1階以外	合計	<input type="checkbox"/> 売買	<input type="checkbox"/> 贈与
事務所	軽量鉄骨造 重鉛鋼板葺 2階建	40.57	40.57	81.14	<input checked="" type="checkbox"/> 相続	<input type="checkbox"/> その他(理由)
					異動 年月日	平成29年3月10日
旧所有者	住所					
	氏名					
新所有者	住所					
	氏名					

(注) 旧所有者の印鑑証明を添付すること。

移動を証する売買契約書または譲渡書の写しを添付すること(原本提示)。



## 31年度／事務所等状況報告書

議員名 長田光広

## 1 所在地等

住所 福井市下森田本町3-4

電話番号 0776-56-3335

延べ床面積(共用部分を除く)

81.14m<sup>2</sup>

## 2 所有区分

■単独事務所□自宅兼事務所□自己所有物件賃貸借契約先( )■賃借物件

所有者

■第三者□後援会□関連会社□親族□生計は一である□生計は別である

## ■ 単独事務所の按分率

方法①

□政務活動の使用面積割合  
(政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合)[事務所使用面積(共用部分を除く) m<sup>2</sup> の内、政務活動の使用面積 m<sup>2</sup> ]

按分率

%

小数点以下切捨て

方法②

□使用面積で按分できない□毎月の使用時間で按分

方法③

■使用時間でも按分できない

按分率 ■1/2 □1/3 □1/4

## □ 自宅兼事務所の按分率

□自宅全体における  
議員活動の使用面積割合

★ /

[自宅の面積(共用部分を除く) m<sup>2</sup> の内、議員活動の使用面積 m<sup>2</sup> ]

按分率

%

方法①

□議員活動の使用面積における  
政務活動使用面積割合  
(政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合)

/ × ★ /

[議員活動の使用面積 m<sup>2</sup> の内、政務活動の使用面積 m<sup>2</sup> ]

方法②

□使用面積で按分できない□毎月の使用時間で按分 / × ★ /

小数点以下切捨て

方法③

□使用時間でも按分できない

★ / × □1/2 □1/3 □1/4

## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	2-1	支払年月日	平成31年 4月 5日
使途項目	資料購入費	支出科目	消耗品費
使途内容	書籍		
費用内容	書籍購入費	摘要	正論4月号
政務活動費 充当額 (支払額)	840円 ( )	按分率:	充當根拠:
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

25 1 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

# 請求書

No. 476

2019/03/20

(株) 安部書店

本店 〒910-0005 福井市大手2-12-4

TEL 0776(22)2846

FAX 0776(27)3959

氏名

長田 光広

様

支店別明細書		請求書			金額	
*	/					
19:03:02	正 論	4	1	840	840	

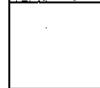
## 領 収 書

印 紙

¥

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
------------	------------	------------	------------

領收印



上記の金額を領収致しました。

年 月 日

振込先 北陸銀行福井松本支店 普通 2608411  
福井銀行本店 普通 0752946  
郵便振替 00700-2-21677

<http://booksabe.web.fc2.com>

恐れ入りますが、振込手数料は、御社ご負担をお願いします。

当月ご請求額

0

0

## 領 収 証

長田光広 殿

金額	[REDACTED]	千	百	十	円
但し	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

収入印紙

上記正に領収致しました

31年 4月 5日

株式会社 安部書店

領收印	領收者
[REDACTED]	[REDACTED]

■本店 福井市大手2丁目12-4 ☎ (0776) 22-2846  
□エルバ店 福井市大和田2-1212 エルバ1F ☎ (0776) 53-8585

<http://booksabe.web.fc2.com>

## 領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	3-1	支 払 年 月 日	平成31年 4月 24日 ✓
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	燃料・光熱水費✓
使 途 内 容	事務所電気料✓		
費 用 内 容	事務所電気料 ✓	摘 要	4月分 ✓
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	12,808 円 ✓ ( 25,617 円 ) ✓	按 分 率:	1/2 ✓ 充當根拠:他の活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

# 電気料金のご案内

長田 光広

様

お客さま番号 [REDACTED]

毎度お引き立ていただき、ありがとうございます。  
次の電気料金をご請求いたしますので、同封の振込票でお支払いください。

作成日 2019年 4月15日

2019年 4月分

25,617 円

## (電気料金内訳)

ご契約種別	ご契約力率 kW(A) %	ご使用量kWh (2段階 実需・ピークご使用量) (3段階 第5・6・7・8段階ご使用量)	基 利 算	電 料 金 (再 括)	金 額 円	消費 税等 相当額 (再 括)	ご使用期間	備考
従量電灯B	60	939		816	25617	1897	0311~0408	

定額 口致 10W 20W 40W 60W 100W 初期

再エネ発電賦課金(再括)

2723円

2485

## 電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社										
年 月 分	19 4	金 額				2	5	6	1	7	円
振込人 (ご契約名)	長田 光広								様 消費税等相当額(再括) 円		
お支払期日	5月 9日								精算額(再括) 円		

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 福井市 下森田本町 3-4

お客さま番号 [REDACTED]

計算区 06

契 約	金 領 (円)	消 費 稲 等 相 当 額 (再括) (円)
211	25617	1897
合 计	25617	1897

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター

TEL 0120-776453

○取納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

○本票により集金人が集金することはありません。

○裏面もご覧ください。

上記金額を領取いたしました。



(お客さま控)2485

## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	6-1	支払年月日	平成31年 4月 25日
使途項目	事務費	支出科目	通信運搬費
使途内容	事務所電話料		
費用内容	事務所電話料	摘要	4月分
政務活動費 充当額 (支払額)	3,760 円 ( 7,521 円 )	按分率:	1/2 充当根拠:他の活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

## 口座振替のご案内(西日本ご利用分)

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証  
(西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
0776-56-3335	2019年 5月ご請求分	2019年 5月 27日(月)

振替金額  
(TRANSFER AMOUNT OF MONEY) 10,374 円※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。  
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替が出来なかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。お客様電話番号等  
(BILLING NUMBER) 0776-56-3335請求先名(CUSTOMER NAME)  
西日本光通信業務部 営業課下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2019年 5月 15日発行)

2019年 4月 25日水分	(2019年 4月 25日振替)
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	10,374 円
全額領取名 (NAME OF PAYEE)	NTTファイナンス株式会社

印紙税申告納付につき芝  
税務署認済NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70

[NTTファイナンスからのお知らせ] \*\*\*

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本分ご請求額

NTTファイナンス分ご請求額

(合計)

9,186円

1,188円

10,374円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

お知らせ \*\*\* 振替口座のお知らせ \*\*\*

振替口座情報

金融機関名:

口座番号:

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ \*\*\* フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、どんと割、どんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。



請求額確定日 2019年 4月 8日

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

( 1 / 1 ページ)

お客様 氏名 CUSTOMER NAME	長田 光広議員事務所 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。	様
お客様 電話番号 等 BILLING NUMBER	0776-56-3335	

## 口座振替のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。  
The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年4月ご請求分
振替金額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY	7,521円
振替日 TRANSFER DAY	2019年4月25日(木)

## お知らせ

## 【NTTファイナンスからのお知らせ】-----

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本分ご請求額 6,333円

NTTファイナンス分ご請求額 1,188円

(合計) 7,521円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* 振替口座のお知らせ \*\*\*

振替口座情報

金融機関名 :

口座番号 :

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ\*\*\* フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Web光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。  
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://lets-w.com/wari/] でご確認ください。

## NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証（西日本ご利用分）

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。

The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年3月ご請求分 (2019年3月25日振替)
領収金額 AMOUNT RECEIVED	7,590円
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE)
	口座番号 (ACCOUNT)

※本書は電子文書です。

※前月以前のご請求額を口座振替にてお支払いの場合のみ『電話料金等料金領収証』を表示いたします。

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

( 1 / 1 ページ)

\* \* \* ユニバーサルサービス料について \* \* \*  
ユニバーサルサービス料は、あまく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。

## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	4-1	支払年月日	平成31年 4月 30日
使途項目	資料購入費	支出科目	消耗品費
使途内容	新聞代(読売新聞)		
費用内容	新聞・雑誌購読料	摘要	4月分
政務活動費 充当額 (支払額)	3,400 円 ( )	按分率:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

## YC 領 収 書

区域111 全戸0358

お問合せNo. [REDACTED]

お名前 長田光広 様

福井市下森田2-7-1

Tel. [REDACTED]

31年 4月分

目	柄	部数	金額
1	読売新聞	1	3,400
2			
3			
合計			3,400 円

△左記の通り領收しました。  
領收日 31年 4月 30日読売センター春江 0776-51-2260  
坂井市春江町江留下高道166

## 領 収 書 等 添 付 票

整理番号	5-1	支払年月日	平成31年 4月 30日
使途項目	事務所費	支出科目	使用料
使途内容	事務所賃貸料		
費用内容	事務所賃借料	摘要	5月分
政務活動費 充 当額 (支払額)	25,000円 ( 50,000円 )	按分率:	1/2
充當根拠:他の活動との按分			
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 証

No. [REDACTED]

2019年 4月 20日

★ 50,000

但 2019年 5月 10日 まで

上記正に領収いたしました

内 訳	[REDACTED]
税抜金額	[REDACTED]
消費税額等(%)	[REDACTED]

コクヨ ワケー1036

## 領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	13-1	支 払 年 月 日	平成31年 5月 11日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	補助職員給与4月分		
費 用 内 容	補助職員賃金	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	88,200 円 ( 189,000 円 )	按 分 率 :	充 当 根 据 : 実 績・使 用 状 況 で の 按 分
領 収 書 そ の 他 の 収 支 報 告 書 の 内 容 を 証 す る 書 類			

領 収 書

長田光広 殿

令和元年5月11日

¥ 189,000-

補助職員として

上記のとおり領収いたしました。

住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

## 雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所		TEL

下記の条件で契約します

雇用期間	平成31年 4月 1日から 令和2年 3月 31日まで
就業場所	福井市下森田本町3-5 長田光広議員事務所
業務内容	政務活動に係る補助及び関係書類の作成、及び後援会関係事務
就業時間	午前 9時 00分から 午前・午後 6時 00分まで (休憩時間) 午後12時～午後1時 (1時間) (但し、勤務時間は、労働者が決定する)
休日	土・日・祝祭日(但し、やむを得ず出勤の場合は代休を充てる)
給与(賃金)	月額 円 (時給 1400 円)
給与支払方法	毎月月末締め翌10日払い
給与振込先	現金支払い

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保有する。

平成31年 4月 1日

雇用者

長田 光広



被雇用者

## 勤務実績報告書

H31年 4月分

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	月	4	0	
2	火	4	0	
3	水	8	0	
4	木	4	0	
5	金	4	0	
6	土	8	0	
7	日	8	0	
8	月			
9	火			
10	水	8	4	橋本左内先生の啓発録について調査・情報収集
11	木	8	6	福井の地方創生について調査・情報収集
12	金			
13	土	8	4	政務調査段取り
14	日	10	6	TAG、TPPについて情報収集
15	月			
16	火			
17	水	8	5	福井県の中小企業の現状について情報収集
18	木			
19	金			
20	土	8	6	福井県の農業・農村をめぐる情勢と課題に情報収集
21	日	10	8	福井県の農作物の被害について調査・情報収集
22	月			
23	火			
24	水	8	4	殿下地区要望のまとめ
25	木	3	3	政務調査段取り
26	金			
27	土	10	7	ブロックチェーン、ベーシックインカムについて調査・情報収集
28	日	8	6	北陸新幹線福井駅拡張施設整備事業について情報収集
29	月			
30	火	6	4	フードバリューチェーンについて情報収取
計		135	63	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 長田光広



## 〔政務活動費充当計算〕

総支給額 189,000円 × 政務活動 63 時間 / 総勤務時間 135 時間 = 88,200 円

## 領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	14-1	支 払 年 月 日	平成31年 5月 28日 /
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	使用料
使 途 内 容	自動車リース料 /		
費 用 内 容	自動車リース料 /	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 ( 支 払 額 )	32,285 円 / ( 64,571 円 )/	按 分 率:	1/2 /
充 当 根 拠 : 他の活動との按分 /			
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

は、裏面振込銀行へお願い申し上げます。尚、口座振替の場合、振替日が休日の時、翌営業日が振替日となります。

ス No	登録番号	金額	消費税	区分	相殺 取崩 今回前払リース料	当月請求額	前払リース料	請求回数	満
		64300	5144		0	69444		2660	22030
消費税内訳									
						8.0%	64300		5144

合計	金額(税込)	今回前払リース料	相殺及び取崩	当月請求額	前払リース料	区分
計 1台	69444	0	0	69444	0	1.相殺 2.取崩 3.前払リース

2019.4月分 5月振

満了日欄のFは新リース会計基準適用 2008年4月以降の契約で  
ファイナンスリースと判定された契約です。

保管年数10年

### ご利用明細票

いつも福井銀行をご利用いただきありがとうございます。  
ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。  
どうぞお確かめ下さい。※裏面もご覧下さい。

お取扱日	時刻	加盟店	機番	ご利用内容
010528	13:56	117	J03	お振込
お取引銀行	お取引店番	お取扱番号	科目	口座番号
		9979		
振込通番	振込手数料	金額	額	
000019	¥756*	¥69444*		
メッセージコード	残高	高	高	
				*
りそな銀行 大阪西区支店 当座 0815643 カ)イチネン 様				
カタミツヒロ 様 0776-56-3335				
(お知らせ欄) 印紙税納付済 おつり ¥800*				

福井銀行

## 自動車リース料について

月額リース料…64,800 円 + 5,144 円 (消費税) = 69,444 円

リース期間…60 ヶ月

リース総額…69,444 円 × 60 ヶ月 = 4,166,640 円

うち維持管理費 (60 ヶ月分) (別紙)

登録手数料…58,130 円

自動車税…197,500 円

自賠責保険…36,780 円

合計…292,410 円

車両本体にかかるリース料…4,166,640 円 - 292,410 円 = 3,874,230 円

月額リース料…64,571 円

# <FAX送付のご案内>

長田光広事務所

2017年4月11日

様

拝啓、貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。  
毎々格別にお引立てにあずかり厚く御礼申し上げます。  
さて、下記書類(枚)(本紙含む)をFAXにて送信致しますので  
ご査収の上宜しくお願い申し上げます。

## 諸費用明細の件

登録手数料	58,130円
自動車税	197,500円
自動賃保険	36,780円
合計	292,410円

枚具

株式会社イチネン

北陸営業所

TEL 076-237-3151

FAX 076-237-3152

URL=<http://www.ichinen.co.jp>

E-mail:

携帯:

$$(64,300 + 5,144) \times 60ヶ月 = 4,166,640 円$$

$$4166,640 - 292,410 = 3,874,230 円$$

$$3874,230 \div 60 = 64570.5$$

64571円

2017年 8月 7日

賃借人 (甲)	福井市下森田町 第2号7番地 平田光広	賃貸人 (乙)	大阪市淀川区西中島4丁目10番6号 株式会社イチネン 代表取締役 黒田勝彦
連帯保証人		連帯保証人	

賃借人(以下甲という)と賃貸人(以下乙という)とは、乙の所有する自動車のリースについて裏面記載のリース契約条項に従い契約を締結します。また、甲及び連帯保証人は、別紙添付「個人情報の取扱いに関する条項」に同意します。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙が各1通を保有することとします。

## 契 約 内 容

車名及び年式	トヨタ セーダジ	ドリブリューハイブリッド A レザーパッケージ	1,800 CC	2017年式
特別架装 付属品	エアコン ガラスコーティング フロアマット エアバッケ ABS	その他商品 ETC サイドバイザー	寒冷地仕様 ETCセットアップ ナンバーフレーム	
型式	DLA-ZVW52	(7) 基本額	4,882,092円	初期費用 88,035円
車体色	ブラック	(8) 独存価格		800,000円
車台番号		(9) 契約走行距離 月間平均走行距離		1,500km/月
登録番号		種別		
(2) リース期間	2017年 3月 7日 ~2022年 3月 6日迄 60ヶ月間	車両	第2保険年度以降は、自動車保険取扱規定に基づく。 免責 万円	
(3) 使用の本拠地 及び保管場所	福井県 福井市	任意保険	対人 一名 万円	万円
(4) 頭金	円 (消費税)	対物 事故 万円 免責 万円		
(5) リース料	月間リース料 (消費税) ボーナス月加算額 ボーナス加算月 毎年 月と 年 合計 (消費税)	搭乗者 一名 万円 一本道 万円		
リース料 支払方法	未日締翌月 20日払 月払い 口座振替	人身傷害 一名 万円		

## (11) リース料に含まれる諸費用(○印記載のもの)

○ 整備検査費用	X 代車( )	X タイヤ( )
X 自動車取扱費	「整備時既定代車」はスケジュール点検、法定点検以外で車両が使用できない場合提供します。	X ホイール
X 賃車料( 初回のみ )	「整備時全代車」は全ての整備時に提供します。	X バッテリー
○ 自動車税	「整備・事故代車」は全ての整備時と事故修理時に提供します。	X 車両免責負担 一車両 万円
○ 自動車保険( 初回のみ )		
X 在庫保証	X 文字マーク整備	
X スケジュール点検 ヶ月毎	X 事故示談援助	
X 車検	X 口内炎( 加入しない )	
X 法定点検		

特約